

教育委員会会議録

開会の日時	令和4年8月23日 午後7時00分
閉会の日時	令和4年8月23日 午後7時15分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 岡 俊晴 教育委員 中村 孝史・永井 正高・駒田 聡子 中西 康裕・畑井 祐樹
会議録に署名する委員氏名	永井 正高・中西 康裕
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 鈴木 光代 学校教育部長 籠谷 芳行 参事兼社会教育課長 沖塚 孝久 教育総務課長 前村 忍 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 山鹿 富生 スポーツ課長 東浦 久修 教育研究所長 上永 真弓 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 中川 靖美 学校教育課副参事 西尾 正美 学校教育課副参事 谷口 北斗 学校教育課副参事 亀山 知典 教育研究所副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 岡村 基司
会議に付した事件	議案第44号 奨学生の決定について 議案第45号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について 議案第46号 伊勢市立図書館規則の一部改正について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 永井委員、中西委員を指名

会議に付する案件

議案第 44 号 奨学生の決定について

議案第 45 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について

議案第 46 号 伊勢市立図書館規則の一部改正について

なお、議案第 44 号については、個人情報に関することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

前回の教育委員会からの報告をします。

夏季休業中、学校からは大きな事故や事件の報告はありません。

多くの小中学生が全国大会に出場しました。小俣中学校女子が 4 × 100m リレーで優勝したのをはじめ、修道小男子が 100m で 5 位、桜浜中男子が棒高跳で 2 位、厚生中女子が 100m で 4 位、五十鈴中男子が四種競技で 6 位と素晴らしい成績でした。

社会教育課の事業では親子ふれあい事業が開催され、スポーツ課では第 2 回インクルーシブスポーツフェスタ、学校教育課の広島平和事業、英語スピーチコンテストや英語体験活動などたくさんの事業が行われましたが、飯田市との交流会は中止されました。教育研究所の夏季研修講座も昨日ですべて終了しました。

中学校の授業再開は 8 月 29 日が 7 校、30 日が 2 校、31 日が 1 校となっています。小学校の授業再開は 8 月 31 日が 4 校、9 月 1 日が 18 校となっています。運動会の開催予定は 9 月に小学校 1 校、中学校 5 校、10 月に小学校 8 校、11 月に小学校 1 校となっています。幼稚園の運動会は 2 園ともに 10 月開催予定となっています。また、修学旅行が 9 月以降に実施予定となっているのは中学校 5 校と全小学校です。

夏休み中も新型コロナウイルス感染者の報告が連日入っています。授業を再開するにあたり、再度、各学校における感染対策に万全を期したいと考えています。また、熱中症対策も引き続き行っていく必要があります。

委員の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、感染症対策のため、会議の時間短縮など、ご協力をよろしく申し上げます。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 44 号 奨学生の決定について」を議案といたします。

事務部長から提案説明を行います。

(以下、審議内容については非公開)

(原案どおり承認)

教育長

つづきまして、「議案第 45 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

2 ページをご覧ください。

これは、外国語指導助手の特別休暇のうち育児参加のための休暇の対象期間を拡大するため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

「議案第 45 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

これは、外国語指導助手の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する外国語指導助手が、当該期間内における 5 日の範囲の期間で、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる期間が、出産予定日の 8 週間前の日から当該出産の日以後、これまで 8 週間であったものが 1 年を経過するまでの期間に拡大されたものです。

本日、ご承認をいただきましたならば、令和 4 年 10 月 1 日から施行とさせていただきます。

以上、「議案第 45 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願います。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無ければ、採決を採りたいと思います。

「議案第 45 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

教育長

異議なしとのことをございます。よって、
「議案第 45 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 46 号 伊勢市立図書館規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

5 ページをご覧ください。

これは、所要の規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

参事

「議案第 46 号 伊勢市立図書館規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

これは、所要の規定の整備を行うため、規則を改正しようとするもので、具体的には図書を館外に貸出す際に必要となる図書館利用カード発行の利用申込書において、申込者が小学生以下の場合に保護者氏名が必要となる箇所の「小学生以下」の表記を「中学生以下」の表記に改めるものでございます。

なお、この改正規則は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、「議案第 46 号 伊勢市立図書館規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願います。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

A 委員

これは小学生から中学生になったというのは何か理由というのがあるんですか。

参事

まず、この内容につきましては、図書館で内規が定められておりまして、その内容に基づき、中学生と小学生を対象に保護者の氏名を記載して頂いております。

運用上は中学生以下の方全てに保護者の署名を頂いていたものですが、様式には小学生以下が署名が必要になるというような形になっており、規則と齟齬があることが判明いたしました。

押印を廃止する規則改正がございましたので、そのときに合わせて実情にともない小学生の部分を中学生に改めると良かったんですが、その時には改正を行っていませんでしたので、これが遅れる形になってしまったんですが、今回見直しをさせて頂くものでございます。

教育長

他にご意見ご質問等ございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無ければ、採決を採りたいと思います。

「議案第 46 号 伊勢市立図書館規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

教育長

異議なしとのことでございます。よって、

「議案第 46 号 伊勢市立図書館規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

教育長

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。